

特定建設作業工程表

規制対象 作業の種類		年 月 日			作業期間			年 月 日			年 月 日		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
騒音 規制 法	1. くい打機 (アースオーガー併用を除く) 、くい抜機等を使用する作業												
	2. びょう打機を使用する作業												
	3. さく岩機 [ドリル、ハンマ、ブレーカー等] を使用する作業												
	4. 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)												
	5. コンクリートプラント等設けて行う作業												
	6. バックホウ (80kW以上) を使用する作業												
	7. トラクターショベル (70kW以上) を使用する作業												
	8. ブルドーザー (40kW以上) を使用する作業												
県 条 例 ・ 騒 音	6. 鉄筋コンクリート造等の建築物を解体・破壊する作業												
	7. コンクリートミキサー、ミキサー車を用いる作業												
	8. コンクリートカッターを使用する作業												
	9. ブルドーザー、バックホウ等を用いる作業												
	10. ロードローラー、てん圧機等を用いる作業												
振 動 規 制 法	1. くい打機、くい抜機等を使用する作業												
	2. 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業												
	3. 舗装版破碎機を使用する作業												
	4. ブレーカー (手持式を除く) を使用する作業												
※ 注意事項 1. 工事の目的・内容等を付近住民に説明し、理解・協力を得るようにする。 2. 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時は迅速に対応する。 3. 機械の整備点検を十分に行う。 4. 防音型の機械を使用し、不必要な高速回転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。 5. 運搬道路は、民家や歩行者が多いところはできる限り避ける。 6. シートの養生、防音囲い等を行う。 7. 待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。													